

福岡県公報

平成20年4月16日

第2811号

目次

告示(第658号 - 第663号)

土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	1
土地改良事業の協議の適否決定	(農村整備課)	1
福岡県営公園の利用料金の承認	(公園街路課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3

公 告

意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(高齢者支援課)	3
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	3

公安委員会

警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	6
機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	7
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	9

正 誤

福岡県安全・安心まちづくり条例第12条第1項及び第13条第1項の規定に基づく学校等及び通学路等における児童等の安全確保のための指針(平成20年3月福岡県・福岡県教育委員会・福岡県公安委員会告示第1号)中正誤	10
福岡県安全・安心まちづくり条例第16条第2項の規定に基づく犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針(平成20年3月福岡県・福岡県公安委員会告示第2号)中正誤	10

告 示

福岡県告示第658号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成20年4月16日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
糸島郡志摩町土地改良区	農業用ため池整備事業(脇地区)	平成19年11月16日	平成20年2月29日
前原市土地改良区	農道整備事業(多久地区)	平成19年12月11日	平成20年2月27日
前原市土地改良区	農道整備事業(井原地区)	平成19年12月11日	平成20年3月10日
前原市土地改良区	農道整備事業(王丸地区)	平成19年12月11日	平成20年2月27日

福岡県告示第659号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成20年3月27日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年4月16日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
筑後市	農業用排水施設整備事業(筑後川下流左岸地区)	土地改良事業計画書の写し	平成20年4月16日から平成20年5月19日まで	筑後市役所

大川市	農業用排水施設整備事業 (筑後川下流左岸地区)	土地改良事業計画書の写し	平成20年4月16日から 平成20年5月19日まで	大川市役所
大木町	農業用排水施設整備事業 (筑後川下流左岸地区)	土地改良事業計画書の写し	平成20年4月16日から 平成20年5月19日まで	大木町役場

福岡県告示第660号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営大濠公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成20年4月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
福岡県営大濠公園
- 2 位置
福岡市中央区大濠公園
- 3 利用料金の承認年月日
平成20年3月31日
- 4 利用料金
駐車場

都市公園名	区 分	単 位		金 額
大濠公園	普通自動車	1台	2時間以内	210円
			2時間を超えるとき30分ごとに	160円
	中型自動車 大型自動車	1台	3時間以内	1,500円
			3時間を超えるとき30分ごとに	250円

備考

普通自動車、中型自動車及び大型自動車の区分は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条の規定するところによる。

福岡県告示第661号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年4月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人太陽文化振興会
- (2) 代表者の氏名
眞田 ヤエノ
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市野伏間1丁目15番23号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く日本国内および世界の人々に対して、今現在および近未来の急激な温暖化に適応できる生き方や生活（衣・食・住）の提案や紹介、また強くなった太陽の積極的な活用・振興に関する事業を行い、激変している太陽環境と上手に付き合い、活用していくという新しい文化の形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第662号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年4月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年3月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ホスピ福岡NPO

(2) 代表者の氏名

中村 定敏

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区真鶴2丁目5番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県下及びその一円の医療機関に対して、「医療の質の向上」、
「患者安全対策推進」等に関する事業を行い、国民が安心して医療を受けることが
できる体制づくりを支援することを目的とする。

福岡県告示第663号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第
36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市塚原台3丁目128番2及び128番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日市春日二丁目140番地

池内 孝一

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づ
き、意見公募を実施しないで福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年

福岡県規則第57号）の改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に
掲載するほか、福岡県保健医療介護部高齢者支援課に備え置きます。

平成20年4月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

本規則は、修学資金の返還免除の対象となる介護福祉士等の業務範囲を定めている
規則の別表について、その範囲を定めた国の通知（「指定施設における業務の範囲等
及び介護福祉士試験の受検資格の認定に係る業務の範囲等について」（昭和63年2月
12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知））が一部改正されたこ
とに伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、これは、福岡県行政手続
条例第37条第4項第8号に規定する軽微な変更該当するため、同条例に定める意見
公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成20年4月7日

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年4月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

指導教養報告書外印刷 計29点

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年6月13日（金）

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年5月13日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
03	01	軽印刷	AA、A、B
03	02	活版印刷	
03	04	製本	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所
4の部局とする。

(3) 提出期間
平成20年4月16日（水）から平成20年5月7日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法
直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等
平成20年4月16日（水）から平成20年5月7日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所
4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所
4の部局とする。

(2) 受領期限
平成20年5月13日（火）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成20年5月14日（水）午前10時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第116号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成20年4月16日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
平成20年5月28日（水） から同年6月4日（水） までの間（ただし、土、 日曜日については休講と する。）	午前9時30分から午後 4時35分まで（最終日 の講習については午後 0時10分までとし、そ の後修了考査を実施す る。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

30名

4 受講対象者

受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）

）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成20年4月30日（水）から同年5月2日（金）までの午前9時から午後6時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通
申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事

証明書

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(4) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話し、事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日の午後6時まで、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日に、受講申込手続きを行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

6 講習受講手数料

38,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 警備員指導教育責任者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、受講者は各講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること(各受講者への貸与ロッカーあり)。

(2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時までの間、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申請に際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第117号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成20年4月16日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年5月20日(火)から同年5月22日(木)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで(最終日の講習については午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

30名

4 受講対象者

受講要件の規定なし

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成20年4月24日(木)から同年4月28日(月)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後6時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号) 1通
申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(4) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話し、事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日の午後6時までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

6 講習受講手数料

38,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 機械警備業務管理者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時までの間、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申請に際しては、事前に福岡県領収証紙

を購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第118号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成20年4月16日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成20年7月23日（水）	午前9時から午後5時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成20年7月24日（木）		
平成20年7月25日（金）		
平成20年7月28日（月）		

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場合における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成20年7月1日（火）から同年7月4日（金）までの午前9時から午後6時までの間

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

㍑ 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

㍑ 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

㍑ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

㍑ 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

㍑ 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）

㍑ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないことと

する。

受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に住所地（受験希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）

を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受験票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 検定申請は、原則として受験者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受験者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(4) 検定手数料

14,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受験しなかった場合についても返還しない。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日、筆記用具、受験票及び動きやすい服装を必ず持参（各受験者への貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
20・3・31	2804	福岡県・福岡県教育委員会・福岡県公安委員会告示	1	25			20		ものとする。	ものとする
							23		登下校すること。	登下校すること
							2		構造とすること。	構造とすること

		福岡県・ 福岡県公安委員会 告示	2	34			4		(2) 共同住宅における専用部分	(2) 共用住宅における専用部分
							16		等によるサムターン回し	等による、サムターン回し

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等100%再生紙を使用しています